

# 子育て・くらし応援重視の町政を

## 県下で甲良だけ 過疎法適用の中

### 「財政危機」を理由に

### 町民に犠牲押し付けられないで！

今年度・4月1日より滋賀県下で唯一「過疎法」の適用を受け、野瀬町長による「財政危機宣言」が発表される中、6月議会が始まります。

この問題で、野瀬町長がどのようなかじ取りをするのか、また、議会がどんな議論を交わすのかマスコミは注視しています。

西澤議員の一般質問概要をお知らせします。

#### ◇◇ 1、元職員にかかわる二つの連続敗訴からどんな教訓を引き出したのか

職場環境にもふれて、当たり前の行政事務が執行できる甲良町政へ――

#### 送るべき書類を一年も放置した原因の まじめな検証を

その一つ、懲戒処分にかかわりAさんに送るべき書類を一年間も放置していた問題で町長の違法行為で損害を与えたとして10万円の損害賠償を命じた判決はかくていしました。

法令を無視した行政運営はだれであろうと許されません。

① 野瀬町長就任時期から現在までの間、中途退職者の人数とその原因 状況に対する認識は

② 判決文 10 万円の損害賠償の事案) の 事実及び理由」の 被告の主張」で「ア 甲良町個人情報保護条例」の 5 条 1 項は、個人の権利利益を定めたものではなく、甲良町長は原告に対して同条項に基づく義務を負っていない。」

とある。この主張が判決によって完全に退けられた現在、どのような認識か。

③ また、同じく 裁決書の決裁をしているから、原告が主張する遅滞はない。」と町長は主張しているが、現在の認識は。

④ また同じく「不」において審査会の庶務に関して 被告は責任を負わない。」と主張している。現在の認識は。

⑤ これらは、現実に個人情報公開請求に送付すべき書面を一年間も送付せず、放置していたことを率直に反省もしないで、言い訳に終始したことにすべからず起因すると考えるが?

⑥ 通常の行政であれば、法令等で定められている関係者に送

付すべきものを「年間も放置される事態が行政事務に存在していること自体が信じられない。理解できないが。企画管理課から提出された書面でも真相は全く明らかになっていないのでは。

⑦ 顧問弁護士が法律上の助言者であれば、法令の順守と町民の利益を守るため、町の対応が法令に反していれば、批判的助言をするのが顧問弁護士の仕事ではないのか。そんな初歩的な仕事もできない弁護士であれば、解任が当然だと考えるが。

⑧ 一個人、二元職員だけにかかわる問題ではないと考える。何らかの理由・原因で公正なルールの適用

### 6 月議会日程 6 日開会

- ◆3日(金) 議会全員協議会＝議案説明など
- ◆6日(月) 開会・本会議＝議案上程、一部討論採決、一般質問(木村、丸山、建部、西澤の各議員の順)
- ◆7日(火) 本会議＝一般質問(岡田、山田裕康の各議員の順)
- ◆15日(水) 閉会・本会議＝討論、採決など

※上記いずれも午前9時開会  
※西澤議員は6日午後から

### 甲良民報

2022年5月22日 857号  
発行責任：日本共産党甲良町議員  
連絡：甲良町在士 373 (西澤)  
Tel：38-4949 Fax：38-2242

ご相談・ご要望をどうぞ。 ☆くらし・税金・教育などの相談は 西澤伸明 38-4949 丸山光雄 38-3123  
◎日本共産党の見解を紹介します。メール shigakoura.jcp@ares.eonet.ne.jp ホームページもごらんください【「西澤伸明」で検索】

# ごみの大幅減量へ

彦根市・犬上3町・愛荘町の広域で荒神山麓に「新ごみ処理施設」を建設する計画が進められています。焼却・熱回収施設だけで約200億円、その他、搬入道路、造成、盛土などを含めると「400億円に迫る恐れあり」とも指摘されています。広域構成市町の財政運営に悪影響を与えかねません。

軟弱地盤の不適合性とは別に施設規模の縮小も喫緊の課題となってきました。規模縮小のためには「ごみの大幅削減」は不可欠です。

24日、荒神山を守る会より次のような請願が提出されました。要約して紹介します。

## ごみの抜本的な減量計画の策定を求める請願

請願趣旨で、「大量の包装プラスチック・生ごみ・枝葉の屑など山積みのごみを持ち込んだ私たち住民の多くが『これを全部燃やして大丈夫なのか』と思っています」と切り出し、CO2削減を正面から取り組む世界の流れを紹介。「その思いは日本、そして滋賀の若者の中にも広がっています」と指摘。

その中で、彦根愛知犬上の広域ごみ処理施設建設計画において、大型のごみ焼却炉で大量のCO2を排出する計画を根本から見直し、抜本的削減（ごみの半減）が不可欠だと呼びかけています。

<請願事項>甲良町が「2030年までにゴミ半減」など抜本的なごみ減量計画を立てることを求める決議を採択すること。



## II、彦根市・4町による広域の新ごみ処理設備整備計画にかかわり、ごみの大幅減量(半減)の課題にどう向き合うか

がされないようなことがあってはならないと考えるが。

施設だけで約200億円。搬入道路の新設、造成、盛土、軟弱地盤対策施設安定のための杭打ちなどの費用を含めると300億以上になるのでは？と指摘されている事業。施設縮小には「ごみ半減」が住民団体から提起されています。

② 新ごみ処理施設の財政負担に対する基本方針について、現在の計画のまま進行すれば、周辺市町はもちろん、とりわけ財政危機宣言を発している甲良町政にとって莫大な財政負担となり、壊滅的な財政負担となることは火を見るより明らかでは。

## III、過疎法適用と財政危機宣言発出がもたらす影響とその状況下でいかに町民の利益を守るのか

- ① 激減の現状とその原因にたいする認識・評価は。
- ② 財政危機宣言を発出した真の狙いは。
- ③ 責任を痛感する」だけで済ませることはできないのでは。
- ④ 町民の反応は。それをどう受け止めているか 区長会なども含め。
- ⑤ 好転に向かう上でも総合的な検証の上に、その中心的な原因を明らかにさせる必要があるのでは。
- ⑥ 財政危機宣言発出の検討と令和4年度当初予算編成の整合性統一性はどうか。矛盾はなかったか。
- ⑦ 我が町の場合、「過疎化」の最大の要因は人口激減。その主な原因を検証しているか。
- ⑧ 過疎債の活用について「歓迎」の二側面だけでは不足。あくまで「借金」であることにならない。
- ⑨ 「開発」などハコモノ・ハード事業に流れがちであることに警戒が必要。
- ⑩ 誰もが等しく安心して住みやすいまち」の具体策が必要では。
- ⑪ 同和対策事業最優先」で取り組んだ町政として正面から総括が欠かせないのでは。
- ⑫ 収入の確保 税・料の公平公正で確実な徴収、新築資金の確実な回収」を総括・方針ともに位置づけるべきでは。
- ⑬ 地域住民の努力と協力で事業の最終を祝う「完了祭」を展望し

建設候補地の是非を仮に一旦保留したとしても「ごみの大幅減量」施設規模の縮小」は避けて通れないのでは。

止めるか。